

## 「指定確認検査機関の処分等の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」の改定案について（概要）

### 1. 背景

「指定確認検査機関の処分等の基準」は、国土交通大臣が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 30 又は第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づく処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的としている。

「指定確認検査機関の処分等の基準」の制定から 20 年が経過しており、これまで法改正等に伴う見直しを行っているが、今般、不正行為等の内容、程度等が様々な事案が生じていることを踏まえ、その内容、程度等に応じた適切な処分を行うことができるようにする等のため、改定を行うものである。

併せて、「指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」についても同様の趣旨から、所要の改定を行うものである。

### 2. 概要

#### I. 指定確認検査機関の処分等の基準の改定

- ① 不正行為等の内容、程度等に応じた適切な処分を行うことができるよう、法第 77 条の 30 に基づく監督命令の取扱いの明確化及び処分事由毎の標準的な処分内容の適正化を行う。
- ② 一部の規定について、表現の適正化等を行う。

#### II. 指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準の改定

- ① 指定確認検査機関の処分等の基準の改定と同様の趣旨から、所要の改定を行う。
- ② 一部の規定について、表現の適正化等を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

改定・施行 令和 8 年 7 月下旬